

菊池市議会政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、菊池市政を担う市議会議員(以下「議員」という。)が、市民の厳粛な信託を受けた特別の地位にあることを鑑み、その職務の遂行において廉潔と公正、公平を保持するために必要な倫理及びこれを確保するための手続を定めることにより、市民の信頼に値する政治倫理の向上を図り、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務及び行動基準)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努め、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 市民全体の利益の実現を目的として行動すること。
- (2) 地方自治の本旨にのっとり、本来の責務を全うすること。
- (3) 自らの行動を厳しく律し、品位と識見を養うこと。
- (4) 公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培うこと。
- (5) 政治倫理に反する政治的又は道義的批判を受けたときは、自ら真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすること。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たり、廉潔、公正及び公平を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し特定の企業、団体等のために、自己の地位による影響力を不正に行使することによって、市民全体の利益に反する公正さを欠く取り計らいをしないこと。
- (3) 職務権限の行使若しくは不行使又はその地位に伴う影響力の行使により、金品その他の財産上の利益を収受し、又は要求すること及び自己の財産上の利益の実現を図らないこと。
- (4) 市の発注する土木、建設事業等の公共事業に関与し、またこれらに関与しようとする業者との金品の授受は一切行わないこと。
- (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

- (6) 市職員の採用、昇格及び異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (8) 嫌がらせ、強制、長時間拘束、圧力をかける行為、各種ハラスメント等その地位を利用して人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (9) 市税等の完納又は健全な計画に基づき誠実に納付を行うこと。

(誓約書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の規則で定める誓約書を議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

(兼業に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定により、議員の兼業の禁止を遵守し、市民に対し疑念を生じさせることがないように努めなければならない。

(市との請負契約等に関する遵守事項)

第6条 議員は、前条に規定する趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは同居の親族が経営する法人又はこれらの者が事実上支配力を持つ法人に対し、市との請負契約等を自粛するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な事情があると認められるときはこの限りでない。

2 前項に規定する事実上支配力を持つ法人とは、議員、その配偶者及び同居の親族の合計で、発行されている株券等の2分の1を超えて保有している法人をいい、この場合、議員は、規則で定める報告書を議員の任期開始の日又はその事実が生じた日から30日以内に議長に提出するものとする。

3 前項の規定による報告書を提出した議員が、当該規定に該当しなくなったときは、規則で定める報告書を速やかに議長に提出するものとする。

4 議長は、前2項の規定により提出された報告書を規則で定める台帳で管理するとともに、その旨を公表するものとする。

(税の納付証明書の提出等)

第7条 議員は、市から賦課されているその年度の税の納付を証する書類(以下「納税証明書」という。)を、翌年6月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された納税証明書は、議長において5年間保存しなければならない。

らない。

(政治倫理審査会の設置)

第8条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、菊池市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員8人をもって組織する。

3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する。

(守秘義務等)

第9条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(調査の請求)

第10条 市民は、議員について第3条に規定する政治倫理基準又は第6条第1項に規定する市との請負契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定める事前届出書による届出が受理された後、違反していると疑うに足る事実の証拠資料を添えて、規則で定める調査請求書により、議長に調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。

2 前項の規定による調査請求は、特定の利益のために行使してはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、調査請求の内容が議長に関するものであるときは、副議長に事前届出及び調査請求するものとする。この場合において、次項から次条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」とする。

4 議長は、第1項の規定による調査請求を受けたときは、直ちにその書面の写しを市長に送付するものとする。

5 市長は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(倫理基準違反の審査)

第11条 審査会は、前条第5項の規定による審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 第1項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

4 第1項の規定による勧告の種類は、規則で定めるものとする。

5 審査会は、第1項の規定により審査を付託された日から起算して90日以内にその審査結果を議長及び市長に報告しなければならない。

(資産報告書の提出)

第12条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

(議員の協力義務)

第13条 議員は、審査会の要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(照会)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会するものとする。

(虚偽報告等の公表)

第15条 審査会は、議員が第12条の規定による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(議会の措置)

第16条 議会は、第11条第1項の規定による勧告がなされたときは、その勧告を尊重して、措置を講じなければならない。

2 前項の規定により講じる措置は、議長が議会運営委員会に諮った上で、決定するものとする。

3 議会は、第1項に規定する措置を講じたときは、その措置の内容を本会議で報告するとともに公表しなければならない。

4 議会は、審査会の勧告と異なる内容の措置を講じたときは、前項の規定による報告及び公表において、その理由を示さなければならない。

- 5 議会は、措置の対象となった議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の対策を講じなければならない。

(収賄罪等宣告後における釈明)

第17条 議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までに規定する罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議会が市民に対する説明会を開くことができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席して釈明することができる。

- 2 前項の説明会において、市民は、当該議員に質問することができる。

- 3 第1項に定める説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、議会においてこれを定めるものとする。

- 4 説明会には、代理人を出席させ又は補佐人をつけることはできない。

(収賄罪等確定後の措置)

第18条 議員が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市長等の責務)

第19条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)は、市政の代表者又は特に市政に携わる権能と責務を有する者として、深く自覚し、市民の信頼に値する倫理性の保持に努めるとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

- 2 市長等は、本条例に鑑み、前項の責務を果たすため、自ら政治倫理基準を定め、公表しなければならない。

- 3 市長等は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議員である者に対する改正後の菊池市議会政治倫理条例第4条の規定の適用については、同条中「任期開始の日」とあるのは、「菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例(令和7年条例第27号)の施行の日」とする。

3 この条例の施行の際現に議員である者に対する改正後の菊池市議会政治倫理条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「任期開始の日又はその事実が生じた日」とあるのは、「菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例(令和7年条例第27号)の施行の日」とする。

4 この条例の施行の日から改正後の菊池市議会政治倫理条例第19条第2項の規定による市長等の政治倫理基準が定められ、施行される日の前日までの間における市長等に関する改正前の菊池市政治倫理条例の規定の適用については、なお従前の例による。
(菊池市議会基本条例の一部改正)

5 菊池市議会基本条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条中「菊池市政治倫理条例」を「菊池市議会政治倫理条例」に改める。